

平成30年

第1回定例会

会議録

(第2号)

平成30年3月9日

平成30年第1回 江差町議会定例会  
(第2号)

◎ 期日及び場所

平成30年3月9日(金) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

日程第1 議案第7号～議案第33号  
平成30年度江差町各会計予算並びに関連議案中

---

□ 財政課・税務課 所管分

- 議案第 8号 平成30年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
- 議案第13号 平成30年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
- 議案第16号 江差町財政調整基金の処分について
- 議案第18号 江差町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

---

□ 町民福祉課・ひのき荘 所管分

- 議案第 8号 平成30年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
- 議案第 9号 平成30年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第20号 江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 江差町老人ホーム設置条例を廃止する条例の制定について
- 議案第32号 財産の無償譲渡について
- 議案第33号 財産の無償貸付について

---

□ 健康推進課 所管分

- 議案第10号 平成30年度江差町介護保険特別会計予算について
- 議案第27号 江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第28号 江差町介護保険条例の一部を改正する条例について

- 議案第 29 号 江差町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
  - 議案第 30 号 江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
  - 議案第 31 号 江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について
- 

□ 農業委員会・産業振興課 所管分

- 議案第 12 号 平成 30 年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について
  - 議案第 24 号 江差港マリーナ施設条例の一部を改正する条例について
  - 議案第 26 号 江差町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について
- 

□ 追分観光課 所管分

---

□ 建設水道課 所管分

- 議案第 11 号 平成 30 年度江差町公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第 15 号 平成 30 年度江差町水道事業会計予算について
- 議案第 25 号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

◎ 出席議員（12名）

議	長	打 越 東 亜 夫
副	長	小 笠 原 淳 夫
議	員	薄 木 晴 午
〃		飯 田 隆 一
〃		室 井 正 行
〃		萩 原 徹
〃		小 梅 洋 子
〃		塚 本 眞
〃		西 海 谷 望
〃		若 山 明 廣
〃		小 野 寺 眞
〃		小 林 くにこ

◎ 出席説明者

町	長	照 井 誉之介
副	長	田 畑 明
教	長	太 田 誠
育		晃
総	長	木 村 敏 己
務	長	斉 藤 雄 司
課	長	出 崎 礼 治
財	長	岸 田 智 子
政	長	白 鳥 雄 治
課	長	岸 田 敏 文
まちづくり推進課	長	大 坂 則 明
町 民 福 祉 課	長	大 杉 克 臣
健 康 推 進 課	長	安 田 年 代
建 設 水 道 課	長	梅 川 眞 由 美
追 分 観 光 課	長	岸 田 智
産 業 振 興 課	長	中 川 徹
税 務 課	長	尾 山 強
ひ の き 荘 荘	長	竹 内 竜 哉
出 納 室 室	長	畑
学 校 教 育 課	長	
社 会 教 育 課	長	
総 務 課 主 幹		
まちづくり推進課主幹		

(議会事務局)

局	長	清 水 直 樹
書	記	秋 山 悦 子

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただいまの出席議員は、11名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

昨日に引き続き、提案理由、提案説明ありました、平成30年度各会計予算並びに関連議案について、各所管の単位で補足説明を求め、質疑を受けることと致します。

(議長)

日程第1、議案第7号から議案第33号まで、平成30年度江差町各会計予算並びに関連議案中、財政課・税務課所管の関連議案について、補足説明を求めます。

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「財政課長」

それでは財政課所管の予算並びに議案2件につきまして、私の方から説明させていただきます。まず予算でございますが、予算資料の事務事業一覧を中心に、新規事業、それから昨年度から大きく増減がありました事業の内容のみ説明させていただきます。

まず予算資料の8頁でございますが、17番、地方公会計整備推進でございます。29年度で導入業務の委託と財務諸表作成委託支援を、支援委託と実施しましたことから、およそ180万円程減額となっております。30年度におきましては、運用業務の委託のみとなります。

また同じく8頁、20番、旧江差駅跡地分譲地分筆でございます。跡地に予定してございます4区画の分譲地のための測量委託でございます。当初、29年度中に売却することを予定しておりましたが、造成工事等が3月下旬まで工期延長となったことから、30年度に実施することとしたものでございます。

続きまして、21番、町有地測量でございます。資料の方4頁となりますのでお願い致します。未利用地の売却のために確定測量するものでございまして、場所は柏町13番地の4、29年度に解体しました旧職員住宅の跡地となるものでございます。

続きまして、22番、姥神町山車蔵扉補修でございます。姥神町の山車蔵の扉ですが、蝶番と本体の接合部の破損、或いは蝶番の心棒が折れたりしており、はずれてくるおそれがあるなど危険な状態であることから補修をするものでございます。

続きまして、11頁となります。86番、集会施設管理でございます。こちらの方は例年の維持管理経費のほか、要望が多かったイス24脚の購入を計上しているところでございます。

続きまして、16頁となります。245番、かもめ島公園管理でございます。こちらの方は島上トイレの、トイレの浄化槽の汚泥清掃。こちらの方は3か年に1回程度実施しておりますが、清掃と、前浜トイレ浄化槽の修繕、ブロワーや吸引ポンプなどの交換で100万円程増加している内容となっております。

続きまして、同じく16頁、247番、逆川森林公園管理でございます。公園の管理につきましては、鯨川共農生産森林組合へ委託しているところでございますが、そちらの管理委託料を増加している内容となっております。委託料の増加の理由でございますが、管理人の確保ができない状況になりつつあるということから23万円程増額し、委託料としております。

続きまして17頁、272番、都市公園管理でございます。29年度に、えぞだて公園の腐ってしまっている松の伐採や芝刈り機の購入があったことから昨年度と比較して100万円程の減額となっております。

275番、公営住宅維持管理でございます。こちら大きく例年と変わってございませませんが、陣屋団地の避難ハシゴ2箇所の取替を予定しており、60万円程増額となっております。

それから、276番、公営住宅管理事務でございます。内容としましては、管理に係る事務経費でございますが、電算システムを現行システムからクラウド型へ更新するため130万円程増加となっております。

続きまして、277番、公営住宅長寿命化対策（南が丘第4団地耐力度調査）でございます。資料の方は20頁となります。31年度から33年度にかけて予定しております長寿命化改修工事のための耐力度調査を実施するものでございます。すみません。実施個所は資料にあるとおり、昭和52年建設の2棟のうちの1棟となります。

続きまして、18頁、279番、(仮称)新陣屋団地建設でございます。こちらの方は29年度から実施しております新陣屋団地の2号棟の建設と公園整備、それから3号等の実施設計となっております。

続きまして、280番、町営住宅円山第3団地入居者移転助成でございます。円山第3団地から新陣屋団地或いは他の団地へ移転を希望している方々の移転費の助成となります。

続きまして、20頁、351番・352番となります。こちら公債費の元金償還と利息でございます。こちらの方は、元金は主に江差中学校の27年度借入分の元金償還が始まった

ことから200万円程度増額となり、6億3千万円程度となっております。利息の方は主に利率見直しにより1千万円弱程減少し、5,400万程度となっております。

次に、歳入でございますが、ちょっと多岐に亘りますので、大きいところだけ説明させて頂きたいと思っております。予算書で説明させて頂きます。

予算書26・27頁でございます。9款の地方交付税でございます。こちらの方は普通交付税、特別交付税合わせまして22億6,780万円、前年度比で729万円の減、0.32パーセント減で見込んでいるものでございます。

それから36・37頁でございます。16款、繰入金でございます。そのうちの基金繰入金でございますが、基金からの繰入は総額で4億3,007万5千円、8パーセントの減となっております。財政調整基金におきましては1億7千万円、前年度対比8,800万円減となっております。特定目的基金の充当先は説明欄をご覧いただきたいと思っております。

続きまして42・43頁となります。19款の町債でございます。長期借入金でございますが、借入総額は4億5,940万、前年度比1億1,100万円程の減、19.5パーセントの減となっております。起債の充当先は説明欄をご覧いただきたいと思っております。

続きまして、港湾整備事業特別会計でございます。こちらの方も予算書になりますが、276、失礼致しました。274・275が歳入、276・277頁が歳出となっておりますが、内容としては例年どおりで大きな変動はありませんので、割愛させて頂きたいと思っております。

続きまして、議案第16号、江差町財政調整基金の処分について、でございます。議案書1頁をお開きいただきたいと思っております。財政調整基金を取り崩して繰入するため、財政調整基金の設置、管理、処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。取り崩す額は1億7千万、時期は平成30年度中となりますので、宜しくお願い致します。

続きまして、議案第18号、江差町都市公園条例の一部を改正する条例でございます。議案書6頁となります。また、資料の方は26頁・27頁で改正の概要と新旧対照表となっております。都市公園法施行令の一部が改正され、平成29年6月15日に施行されたことに伴いまして、都市公園条例の一部を改正するものでございます。内容と致しましては、都市公園にある運動施設の敷地面積総計の、当該運動公園敷地面積に対する割合を条例で新たに定めるものでございます。これまでは、政令で定められておりましたが、地域の実情を鑑み、自治体がこれと異なる割合を定めることが出来ることに改正されたもので、当町においては、現時点で運動施設の新設・増設は予定していないことから、政令で定められた割り、定められていた割合のまま改正することとし、第2条の3に第6項として条項を追加したものでございます。施行日は、一部改正政令の施行日から1年以内とされていることから、平成30年4月1日としております。なお、現在の運動公園における運動施設の割合は45.76パーセントであります。

以上、財政の方の説明となりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

はい、「税務課長」。

## 「税務課長」(補足説明)

おはようございます。それでは、私の方から税務課所管の予算について、説明を致します。

まず、歳入予算ですが、1款の町税について説明を致します。予算書の8頁、事項別明細については、22頁から25頁が町税に関するものでございます。また、別冊予算資料として3頁に総括してございますので、併せてご覧頂きたいという風に思います。

まず、町税の収入総額につきましては、7億8,703万8千円を計上致しまして、前年対比で2,292万7千円の減、約2.8パーセントの減となっているところでございます。減の主な要因につきましては、固定資産評価替えに伴います固定資産税の減及び法人町民税の減によるものと、併せて滞納繰越額の圧縮による調定減が主な要因となっているものでございます。

続いて、歳入、予算書38頁の、ご覧ください。諸収入の延滞金につきましては、こちらは実績を勘案しまして、前年比13万円の増の63万円を計上しているところでございます。

続いて、税務課所管の歳出予算について説明を申し上げます。

予算書の58頁から61頁でございます。予算資料では10頁、事務事業一覧のナンバー59から67が、になります。

まず、最初に2款1項10目の、予算資料ナンバー59、諸費における町税等過年度還付金につきましては、実績を勘案致しまして、20万円増の340万円としているところでございます。

それと、2款2項の1目、税務総務費につきましては、ナンバー61、税、総務事務におきまして、固定資産税評価替えに伴う委託事務ですとか、封筒の印刷等の事務経費が減額になりまして、前年比で258万2千円の減額となっております。具体的な事務内容につきましては、昨年と変わりはございません。

続いて、2目、賦課徴収費につきましては、こちらも固定資産評価替えの電算処理経費及びコンビニ収納に伴います初期導入経費の事業終了によりまして減額となっておりますけれども、新規事業と致しまして、資料ナンバー62の地方税共通納税システム導入による総合行政システムの改修に134万円を計上し、昨年比で72万7千円の増額となっているところでございます。新規事業の内容につきましては、企業の納税環境の向上のためにeLTA Xによりまして、全国共通の納税ということが平成31年9月から開始されることに伴いまして、平成30年度において自庁内のシステムを連携させるという整備が必要になるものでございまして、その、でございます。その他の事業の内容につきましては、昨年と変わりがございません。

以上が、まず、一般会計に関する内容となっております。

続いて、国民健康保険特別会計における税務課管理について、ご説明を致します。

まず、歳入の予算、第1款の国民健康保険税について、ご説明を致します。予算書の146頁、事項別明細につきましては150頁から151頁が国民健康保険税に関するものでございます。国民健康保険税の収入総額につきましては、1億4,593万1千円を計上し、前年対比で808万1千円の減となっているところでございます。減少の要因につきましては

は、平成30年度から国保制度が改正になりまして、北海道が運営主体となりまして、今度は北海道が示す納付金に合わせて、それに合わせた必要収納額を集めるということでそれに基ついた税額を算定した結果による減額となっているものでございます。

次に、税務課所管の歳出予算について説明致します。予算書の156頁から159頁でございます。1款2項1目の賦課徴収費につきましては、これまで総合行政システムの中で国保税の課税システムがありましたが、こちらの機能が今度導入されます国保標準システムの方に変更されたということから、これらの経費が減額となっていることのほか、封筒印刷経費等の減によりまして、前年比で107万4千円の減額となっております。

1款4項1目の収納率向上対策事務費につきましては、こちらはコンビニ収納に係る初期経費等の、及び保守経費がなくなったことから、前年比で15万5千円の減という風になっているものでございます。

以上が、国保特別会計における税務課所管の内容となっておりますので、宜しくお願い致します。

続きまして、議案第19号の江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明を致します。議案の8頁から10頁、定例会資料の28頁から43頁までの資料23、一部改正の概要から新旧対照表までが関係分となっております。

今回の一部改正につきましては、国民健康保険制度が都道府県化されるということで改正されまして、今度北海道が保険者として運営主体となるということで、国保税の課税につきましては、今後北海道への納付金の用に供するものとしての定義を位置付けるための文言の整理、併せて納付金に基づく必要収納額に合わせての税率の改正を行うものでございます。

具体的な内容と致しましては、北海道が示す標準保険料率を参考と致しまして、賦課方式を現行の所得割・資産割・均等割・平等割の4方式から資産割を廃止して3方式に変更する。併せて平成28年度に据え置きしておりました賦課限度額を現行法令基準へ引き上げを行い、税率を算定するものでございまして、これにより現行税率と比較致しまして、資産割が廃止となり、所得割が0.72パーセントの増の11.42パーセント、均等割で700円の減の3万2,800円、平等割が2,600円増の5万600円という風になるものでございます。こちらにつきましては、平成30年4月1日からの施行ということで行うこととしております。

以上が、一部改正の概要となっておりますので、宜しくお願い致します。

**(議長)**

説明が終わりました。質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「室井議員」。

**「室井議員」**

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

### 「室井議員」

まず、総体的に、ちょっと申し上げたいと思います。骨格予算といえども、私あの一般質問通告書は、議案配付になる前に全て段取りしました。して、予算書を見ました。継続事業ですね、中心に本当に思いきったですね、予算、継続事業の、が盛り込まれていると。これはですね、素直に、評価したいと思います。一部に、予算質疑で今どうなのかなと思うものはですね、させてもらいますけれど、総体的にはですね、ちゃんと頑張ったですね、予算だなど。これは、町長・教育長、副町長だけじゃなくて課長方がちゃんと認識していると、そういう、配慮のもとに、予算配られたなど、そういう風に理解しております。

それですね、私、今1番心配なのは、心配って、今後、今あの、町税ですね。町税と地方交付税が、これ全体の中での56.4パーセント占めている予算なのです。これは今後ですね、やっぱり町税と地方交付税が減少していく可能性は、可能性ですよ、あるかなと思うんですね。だからそういうものに対する対応として、今色々な意味で、まちづくり、財政、それから産業振興課含めて、色々地域が元気になって、税収を上げるっていう努力はされていると思う。思います。そして昨日のですね、西海谷議員の一般質問のとおりですね、緊縮財政だけしないでやっぱり財政の再建とですね、そういう地方創生に向かった、やっぱり新しい取り組みに果敢に取り組みしていくという、そういう姿勢が、もっとこう強く出してもいい。実質公債費比率、ぎりぎり、私何度も言っています。16パーセント、16.9でもいい。それと借金は、いっぱい持って自慢しなくてもいい。やっぱり今頑張っている人方のためにですね、ぎりぎりお金を、役場の財政を使って頑張れと、そういう心強い、エールを送る必要があると思います。これがまず1点です。

それから2点目。これですね、公営住宅の長寿命化。これは小さなこと、ごめんね。聞けばいいのですけれど、これ、前にもですね、お話ししましたが、長寿命化ということはですね、根本的に財政課長、認識してください。屋根直しました、壁塗装塗りました。これは長寿命化ではありません。これは修繕工事です。長寿命化ということはですね、そこに住んでる人がですね、そこから離れたくないというようなですね、やっぱりそういう改修をしていかなきゃ駄目だ。その1つが、私はサッシだよということをですね、今年の耐力度調査の段階においてですね、ここはしっかりですね、考えて対応してもらいたいなと思っております。

この2点です。

### (議長)

はい、「財政課長」。

### 「財政課長」

まず、町の大きな歳入の、2大歳入といいますか、町税と地方交付税、こちらの方減少ということで議員の方から言及ありましたが、確かに地方交付税、これは歳入の40パーセン

ト強を占めているところでございますけれども、こちらの方は国の方の財務省の方は基金もあるということで減らす方向を考えてたりもしますので、今年度におきましては、ほぼ前年度並みは確保しましたが、来年度以降本当にどうなっていくか分からないというような状況でございます。

そういった中で、まちづくり、地域活性化、地方創生っていうのを取り組むということなのですけれども、ありきたりの表現ではあります、まちづくりと財政運営というのは、これは両輪ではないのかなと思っております。財政の方もきちんと回っていかなければ、まちづくりっていうのは進んでいかないものなのかなとは思っております。ただ、厳しい財政状況もありまして、財政側の車輪が少しくまわってこないような状況も生まれつつあるのかなと思っておりますので、これにつきましては、町長も前々から答弁してございますとおり、不断の見直し、そういった事業点検をしながらですね、きちんと財源手当をしながらまちづくりは進めていきたいと考えてございます。

それから長寿命化でございますが、サッシ、窓枠、これに関しましてはちょっと私の方も前回大変失態を演じたところでございますけれども、窓枠におきましても、計画、長寿命化計画に登載され、長寿命化に資するもの、それこそ2重窓、サッシ、そういうようなものであれば交付金の対象ということでございます。それで、現在はですね、計画に登載されていないことや、窓の数も多く、少なくない経費かかりますので、とりあえず今あの南が丘第4団地の屋根・外壁そちらの方で申請出しておりますので、その後、南が丘第4団地屋根・外壁が終わった後に、その方の部分は検討させて頂きたいなと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

「室井議員」

議長、いいですか。

(議長)

「室井議員」。

「室井議員」

はい。

最後の、この場の質問をしたいと思えます。私あのこのごろですね、担当課長の中からですね、要するに儲ける、儲からせるという言葉が、たまたま耳にします。これは全くですね、そのとおりだと私は思いますよ。ね、あのそういう意識がなってきたのかなと。やっぱり今やっている事業所に頑張ってもらいたい、そういう意識が表れたと私は思うのです。だからこういう感覚っていうのが非常に、これから大事なのですよ。要するに、民間の方が、張っている人が、に応援してやるって。行政は出来るだけ応援、出来る範囲で一所懸命応援してやる、自分も汗流す。そして、頑張っている人方はやめないでもらいたい。そういう意識を常に持ってですね、これから財政運営とですね、にらみながらですね、私は事業をやってもらいたいと、そういう風な思いでおりますので、これで質問やめますので、答弁求めたい

と思います。

(議長)

はい、「副町長」。

「副町長」

ちょっと答弁にかみ合うかどうか別にして。実は、この予算、今年度の予算策定作業にあたって、1つ議員の皆さんにも耳に入れておきたいのは、全ての課長方には町長の方から骨格予算だというのは当たり前ですけども、新規事業も含めてですね、いわばそれぞれの課の中で考えているようなこれからの事業も含めて挙げて頂きました。それは耳に入っていると思いますが。金額というと9億程、歳入から溢れました。そういう中でいわばカンナをかけていった中でございます。ただし、今言ったように、室井議員からもご質問の中に触れましたとおりに、やはり地方創生やら、最初は10分の10で来た交付金が2分の1になり、色々と国のその制度設計も変わった訳でございますけども、照井町政の中でのこの3年間継続するもの、5年間まず継続していくのだとか、そういった継続の期間はある一定程度ですね、これもまた制度設計に頭において、もう1度また色々と制度の見直し等も頭に入れながらですね、それでもこの当初予算から1億7千万の財調を、踏み込んだところでございます。ここはご理解頂きたい。

それから、室井議員の今、最後のご質問にあったとおりに、そういう色々な制度の中で例えば旅館を営んでいる方のそういう改修への、今、現在一所懸命やっているところも潰れたら困るということで改修費の補助やら、それから一人親方の方々のいわばリフォームの助成やら、色々なそういう頑張っている方々にもですね、新規の事業だけではなくて、そういった、この後方支援を行政はやっぱりやるべきだなと、この時代に合ったと。こういうことですね、これからはちょっと踏ん張ってやっていきたいという風に思いますので、宜しくお願いします。はい。

(議長)

はい。次に、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、議長。

税務課長すみません。事前に項目ちょっと知らせてありません。2つ。

12月議会、定例議会、それ以前も、課長違うときもありましたが。国保税の方の減免の関係、12月議会で取り上げました。あのときはあまり最後までいきませんでした。この予算審議で1つ確認というか、させて頂きたい。私の問題意識は、税条例に減免規定があります。第24の2あります。さらに規則ありますが、この規則は手続的な規定で、条例は天災等、減免を必要と認められる者だとかですね、貧困により生活の云々、それだけなんです。これを具体的に適用するとすれば、他所の町でもある要綱等を作らなかつたらなかな

か難しいでしょうと。12月議会は、答弁では1件ありました。しかし、それは例の生活保護の関係ですから。あれは別な問題。で、やるかやらないか、そういう質問はしません。政策的な課題が多いでしょうから。私は、この場では可能な限り、そういう他町の、じゃあどういふ要綱作っているのかなども調べておく必要があるのではないかと、ということを1点まずお聞きしたい。奥尻もありますね。せたなも確かありましたね。ちょっと私その点お聞きしたい。

もう1つ。今、全国的といえますか、各町で、各自治体で色々出ていますけれども、子育て支援の関係で、これはまた町民課長の段階でもお聞きしようかなと思っているのですが、とりあえず国保税から。均等割にかける場合、今、子育て支援の関係で子どもたちの医療費の減免等々自治体で頑張っている部分ありますが、国民健康保険税を計算するときは、子どもさんが赤ちゃんでオギャーって産まれたらその日から国保税、1人当たりの均等割でかかります。社会保険の場合は、子どもさんが産まれてもあくまでも働いている方の所得割でいくと。これは、全国議長会でもそれはやはり子育て支援の関係で、例えば18歳未満の子どもさんが全部とは言いませんけれども、全部の場合若しくは3人以上いたら3人目の部分は均等割から減免しましょうとか、ということ、全国都道府県知事会などの要請などもありますし、それを具体的に進めてきているところも出ています。それも少し、担当課の段階でやったらどうかということとはなかなか、今初めての質問ですので。ぜひ動きなども含めて、検討して欲しい。若しくは研究して欲しいというのが2つ目であります。税務は2つ。

それから、財政の方。事前に項目はお知らせしておりますので、簡潔に言います。

1つ、町営住宅に関して、この間のおさらい的なもの、どうなっているか。前にも報告ありましたが、シロアリ対策、現時点でこうなっている、こういう風に今、している、それから1番心配なのは入居者にきちっと経過も含めて伝わっているのかな、というのが1つ。

で、町住についてはもう1つ。小林議員が換気口の問題を致しました。この換気口について現状どうなっているか。町営住宅は以上です。

それから2つ目、町職員住宅。前、昨日、総務課でお話し致しました。総務課の方では、町職員の関係ではありますけれども、しかし入居者の個々の例えば補修等については押さえていないというのが昨日の答弁であったと思います。であるならば、財政管理として財政課の方では町職員住宅、どういう風に押さえていて、どのようにしようとしているのかということでもあります。

で、3つ目。2つ目と、1番目、2つ目にも、2番目にも関わってくるんですけども、考えてみますと、町の管理しているそういう公的なものは、すべからく度々出てきますけれども、公共施設等総合管理計画の大きな網にかかるんだろうと思います。町営住宅も町職員住宅も。そうすると個別の課で管理しているその、そういう公共施設等の修理だ、修繕だ、統廃合だ、進める個別の計画と、財政課として、この計画を所管している財政課としてどういう風にキャッチボールしたり、進めさせたり、音頭とったり、若しくは督促するのか。どういう風に全体的に進めようとしているのか、まず総論としてお聞きしたいと思います。これが3つ目。

それから4つ目、ドローン。先程説明もあつたかな。これはですね、私、色々聞きました。

聞いていますが、もっともっと色々な意味で活用方法あるかなと思いますので、新年度、こういう方向で考えているということと、もう1つ。有効、積極的な活用の反面、全国的に、相当な悪徳は別として、ドローンの使っているところによって、色々な不祥事というか事故というか起きております。その点、国の方でも一定の何て言うのでしょうか。ガイドラインっていうか、マニュアルは出ておりますが、江差町としてどのように、その点の対応、対策を取っているかというのが4つ目。以上だったかな。以上です。

(議長)

「税務課長」。

「税務課長」

それでは、小野寺議員の質問にお答え致します。

まず、国保税の減免について、でございますけども、まず、具体的な要綱が今無いということで、小野寺議員おっしゃるとおり、今条例の中で天災若しくは貧困の部分でということありますけども、具体的な要綱について、管内でも先程言ったとおり、今金ですとか江差の方は無いのですが、管内でもそういう要綱を持っているところ。また全道的にも基準を作っているところというのは数多くありますので、こちらの方まず参考にさせて頂きたいというのが1つなのですが。1つ、今北海道が今回、保険者ということで、北海道が標準保険料率等示すということで、この度北海道でもこの道内での減免の基準というのをある程度標準保険料率と含めて標準化していこうということでの動きがあります。で、今こちらの方が2月で調査をかけて、6月頃に素案、そして来年の12月には運営計画の方にはある程度載せていくということで、今そちらの方の動きも出ているということで、我々としても管内の他の自治体等ですね、減免の要綱というのは見ながらちょっと参酌をさせて頂きたいというのと、道のその標準的なモデルに合わせてですね、こちらの方もそちらの方は検討していきたいという風に考えておりますので、ご理解を頂きたいという風に思います。

それと、均等割の部分ですが、国保の方、国保料若しくは国保税の部分につきましては、それぞれ法律の中である程度決まっている部分がありますので、なかなか均等割をその、無くするだとかっていう部分を条例の中では謳うのは難しい部分だという風に思います。で、今回この均等割の部分、小野寺議員おっしゃるとおり、新たに子どもが、子どもさん産まれて一気にこう均等割かかっていくということが負担大きくなる部分ありますので、今回の国保の条例の改正の中でも、北海道の標準保険料率の算定の部分では応益の部分、均等割が35パーセントと、それから平等割、世帯の割合が15パーセントということになりますが、ある程度そのうちの方が今50対50、だいたい半々ぐらいで、今回応益の部分を分けています。これは均等割で新たな世帯人数が多いところへの負担を軽減するためにですね、うちの方はある程度その分を配慮してやらせて頂いているという部分でございますので、そちらもご理解を頂ければという風に思います。

(議長)

「財政課長」。

### 「財政課長」

小野寺議員から4点、5点程あったかと思えます。

まず、シロアリでございます。シロアリにつきましては、南が丘第1団地とその周辺にあります町職員住宅、そちらの方で発生しておりましたので、29年度に予算を付けて頂いて駆除に着手したところでございます。駆除でございますけれども、殺虫剤などで駆除しても次から次へと出てくる訳ですから、巣ごと撲滅した方がいいということで専門業者さんの方をお願いしたところなのですが、具体的にはその第1団地8棟と職員住宅3棟の周辺に、ちょっと個数思い出せないのですが何十個もその毒餌、地中に毒餌を置くというような駆除方法を取っております。ただ撲滅には3か年程かかるということで、30年・31年はモニタリングという格好で委託を続けていくことで考えてございます。

続きまして、換気口です。床下換気口でございますが、29年度、南が丘第3団地の換気口の方、全部取替させて頂きました。他の団地の方もありますけれども、とりあえず水道管の水落としても凍ってしまう、凍結してしまうということで、それが換気口の部分で影響あるんじゃないかということで、とりあえず第3団地の方を交換させて頂きました。今後、現行予算の中で、順次取替を進めていきたいと思えますが、具体的に今のところはどの団地というのは決まっておりますので、ご理解願いたいと思えます。

それから、職員住宅でございます。職員住宅ということで、なかなかその優先順位としてはどうしても低くならざるを得ないのかなと考えているところでございます。最低限・最小限の住居環境の維持ということで、維持管理をしていきたいと考えてございます。

先にドローンの方ご説明申し上げます。ドローンでございますが、29年度1台購入致しました。職員4名の研修の経費も計上してございます。4名の内訳ですが、財政・管財・都市計画・観光となっております。30年度も4名の研修の経費をお願いしているところで、防災・広報・産業振興課・観光の4名を予定してございます。活用でございますが、1人10時間飛行訓練しないと飛行の承認得られないということもございましたので、ちょっと29年度はなかなか実的な活用というのが難しく、空中で撮った、普段撮れないような写真などホームページに掲載したり、町施設で展示したりというような活用に留まっているというのが現状でございます。それから、安全対策でございますが、航空法でドローンはいくつか規制がございます。夜間に飛ばせないとか、人・建物から30メートル以上離れる、イベントなど人が集まる上空などは禁止されてございますが、町の方では国の方に申請し、その30メートルという距離、それからイベント上空については飛行の承認を頂いているところでございます。それでその申請の際に国の定めたマニュアルを遵守するというので、そのマニュアルがガイドラインということで町としてはそれを遵守して運航していきたいと思っております。町としても運航規定を設けております。それから、そういう風に承認頂いたからといって、すぐすぐ例えばイベント、人が多いところで飛ばすとかっていうのは考えてございません。まだまだ不慣れでございますし、そういった部分を、安全性を十分考慮しながら、色々な分野で活用していきたいなと思っております。その活躍の分野は、またそれぞ

れの所管課がこういった部分で、例えば農地や、例えば森林の状況とか、後はちょっと、人をいろいろ検索するなどとか、そういった防災・防犯とかでも活躍が期待出来るのかなと思っております。具体的にちょっとこういったところで活用というのは今ちょっと出てこないもので、宜しくお願いします。

公共施設総合管理計画の関係でございます。公共施設等総合管理計画は、現状の把握や基本的な管理方針を示しているというような計画の位置付けとなつてございまして、個別の施設の取り組み対応につきましては、個別施設計画というもので、を策定して進めていくこととなります。昨今、社会資本整備総合交付金を活用するにおきましても、ほとんどすべからなくその計画というのが求められてきておりますので、そういった交付金を活用したりするなどで、色々改修等するのであれば、そういった個別計画が必要になってくるのかなと、なつてくるのかな、じゃなくて、なつてくるという状況でございます。で、個別計画でございしますが、これは各課が、所管課が色々な、様々な事情を考慮しながら、策定していくものだと考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、議長。

1点、ちょっと答弁漏れあるのですが、ちょっと再質問で。

まず、その町営住宅、シロアリ対策で、たぶんやっていると思うのですけれども、今、現在進行形も含めて、どのように地域、入居者、町営住宅、町職員住宅もあるのですか。どういう風に知らせて、で、こんな風になるという風に、ちょっと教えてもらえればなと思います。

それから、換気口、ちょっと細かい話で申し訳ないんですが、本当に町の適切な補修等もありますし、また、入居者がシーズン、春・夏・秋・冬、その換気口を的確に適切に使うかということも、これはこれでまた入っている方に求められる問題だと思うのですよ。その点どういう風に、せっかく直したならですね、それこそ長寿命化計画じゃないけれども、1つ1つのものは大事にこういう目的で使ってくださいと。それをやらなかったら意味がないと思うんですが、その点についても、この点で教えてもらいたい。

それから、町職員住宅なのですけれども、そうするとね、ちょっとね、切り口2つあるかなと思つているのですが。1つはその、公共施設等総合管理計画との関係でいうと、何か国の補助などを使う統廃合だとかですね、だとするとたぶん起債などを使うとすれば、そういうきちとした計画も、町営住宅だとか等々つかなければならないのでしょうか。じゃあ、多分ですね、町職員住宅はきっとそうならない。たぶん単独、単独なのかな、きっとそうですね。だとすると、どうしてもそういうしっかりとした計画を作つて、年次計画を作つてどうするこうするということ全部、先程の話じゃないけれども、後継に追いやられているのでしょうかね。それで少し聞きますよ。この、これにもありますけれども、町職員住宅、

陣屋・南が丘・柏、少なくとも供用廃止してないとするとこのまず3つの団地で、入居しているところ、していないところ、色々あるのでしょうかけれども、どういう管理状況で、どこら辺が直さなければならないだとか、若しくは定期的に入っている町職員から状況聞くということは要するにしていないのですか。それから、しているのならしている、していないのだったらする必要はないのですか。そこをお聞きしたい。お聞きしたい。で、この総合管理計画の中にはもちろん抜本的な、古かったら用途廃止だとか解体とか、売却等、これ教員住宅ですよ。町職員住宅ですよ。しかしそこまでいかないとすると必要な修繕を行う、ということについて、ただ書いていただけなのかと言いたくなってしまうのですよね。その点について、教えて頂きたいと思います。国保。はい、以上。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

答弁漏れありまして、失礼致しました。

シロアリに関しましては、町営住宅入居者と町職員の方には内容等は、内容やそういう工事内容については周知してございます。

換気口につきましては、職員が開け閉めまでするというのは、現実的ではないのかなと思います。それはそもそも入居者がやってくることなのかなと思いますので、何らかの機会、何らかの手段、チラシなのか文書なのか、そういったかたちで通気の確保や凍結防止など、そういった意味も含めて、開け閉めするように周知はしていきたいと思っております。

町職員住宅でございますが、昨年12月に入居者から修繕の要望を聞き取ったところでございます。それにつきましては、予算の範囲内で、直営というかたちにはなろうかと思っておりますが、対応させて頂きたいと考えてございます。それで空きにつきましても、入居する、入居時、入居を希望している方がいまして、具体的に修繕要望がありましたら、そちらの方も予算の範囲内で対応しているところがございますので、宜しくお願いします。

(議長)

いいかい。小野寺議員いいですか。

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

ちょっと課長、申し訳ない。町職員住宅だけ。今の答弁は、少なくとも入居されている町職員の皆さんからきちっと全体を把握している、まず。把握していて、ただし予算の問題もあるので、その点についてはここまでは直す、これはとか、そういうことをきちっとしているということを受け止めていいのか。ちょっと教えてください。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

ただ今、小野寺議員がおっしゃったとおり、要望はここまでは対応する、ここまではということでの精査はさせていただきます、はい。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

他に質疑希望ありませんので、財政課及び税務課予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

説明員入れ替えのため、暫時休憩致します。

(暫時休憩)